

## 四国地方の社会資本整備戦略会議 規約（平成28年2月17日現在）

## （目的）

第1条 四国地方の社会資本整備戦略会議（以下「本会議」という）は、次に掲げる事項について協議する。

- 一 戦略会議の組織・運営に関する事項
- 二 四国ブロックにおける社会資本整備重点計画の策定等に関する事項
- 三 その他の必要な事項

## （組織）

第2条 本会議は、別表－1に掲げる者を構成員として組織する。

## （会長）

第3条 本会議に会長及び会長代理を置く。

- 2 会長は、構成員の互選により選出する。
- 3 会長は、本会議を代表し、会務を総理する。
- 4 会長に事故等があるときは、会長が構成員の中からその都度指名する会長代理がその職務を代理する。

## （本会議）

第4条 本会議は、構成員の3分の2以上が出席しなければ、開くことができない。

- 2 本会議には、構成員が指名した者を代理として会議に出席させることができ、この場合、構成員が出席したものとみなす。
- 3 本会議は、必要に応じて、構成員以外の者を出席させ、意見等を求めることができる。

## （会議の公開）

第5条 本会議については、公開とする。

- 2 本会議に提出された資料及び議事概要については、公開とする。

## （幹事会の設置）

第6条 本会議の下に、別表－2の掲げる者を構成員とした「四国地方の社会資本整備戦略会議幹事会」（以下「幹事会」という。）を設置する。

- 2 幹事会は、本会議の円滑な運営を補助し、実務的な調査・調整を行う。

## （幹事会）

第7条 幹事会は、構成員の3分の2以上が出席しなければ、開くことができない。

- 2 幹事会には、構成員が指名した者を代理として会議に出席させることができ、この場合、構成員が出席したものとみなす。

(事務局)

第9条 本会議、幹事会の事務局は、四国地方整備局企画部広域計画課に置くものとする。

第10条 この規約に定めのない事項及び疑義のある事項については、本会議で協議の上、これを定める。

附則

(施行期日)

この規約は、平成21年8月4日から施行する

平成24年6月5日 一部改正

平成28年2月17日 一部改正

別表一 1（第2条関係）

農林水産省中国四国農政局長  
 国土交通省四国地方整備局長  
     〃    四国運輸局長  
     〃    大阪航空局長  
     〃    国土地理院四国地方測量部長  
     〃    気象庁大阪管区気象台長  
     〃    海上保安庁第五管区海上保安本部長  
     〃    海上保安庁第六管区海上保安本部長  
 徳島県知事  
 香川県知事  
 愛媛県知事  
 高知県知事  
 四国経済連合会長  
 四国商工会議所連合会長

別表一 2（第6条関係）

農林水産省中国四国農政局	企画調整室長
国土交通省四国地方整備局	企画部長
〃    四国運輸局	交通政策部長
〃    大阪航空局	空港部長
〃    国土地理院四国地方測量部	測量部長
〃    気象庁大阪管区気象台	気象防災部長
〃    海上保安庁第五管区海上保安本部	交通部長
〃    海上保安庁第六管区海上保安本部	交通部長
徳島県  県土整備部長	
香川県  土木部長	
愛媛県  土木部長	
高知県  土木部長	
四国経済連合会  専務理事	
四国商工会議所連合会  常任幹事（高松商工会議所専務理事）	